第一 目的

するためには、

観光地

の特

性を生か

した良質なサ

ビスの

提供、

関

係者

 \mathcal{O}

協力及び

観

光地

相

互.

間

の連

携が

こ の 法律 は、 我が国 の観光地の魅力と国際競争力を高め、 国内外からの観光旅客の来訪及び滞在を促進

重 一要となっていることに か λ が み、 市 町 村又は 都 道 府県に、 よる観光 巻 整 備 計 画 \mathcal{O} 作 成 及 び 観 光 巻 整 備 事 業

 \mathcal{O} 実施 に関する措置に つ ۲, て定めることにより、 観 光圏 \mathcal{O} 整 備 によ る観 光 旅 客 \mathcal{O} 来 訪 及 CK 滯 在 を 促 進 す る

た 8 \mathcal{O} 地 域 12 お け Ś 創 意工 一夫を生 か した主体 的 な 取 組を総 合的 カゝ つ 一 体 的 に推 進 Ļ ŧ 0 7 観 光 玉 \mathcal{O} 実

現に資するとともに、 個 性豊かで活力に満ちた地 域社会の実現に寄与することを目的とするものであるこ

(第一条関

係

<u>ک</u> 。

第二 定義

この 法 律に お , , て 「 観 光圏」 とは、 滞在! 促進 地区が存在 Ĺ カュ つ、 自然、 歴史、 文化等に お ۲ ر 7 密接

な関 係 が 認 8 5 れ る観 光 地を一 体とし た区域 で あって、 当該 **観光地** 相 互 間 \mathcal{O} 連携に より 観光 地 0 魅力と

国際競争力を高めようとするものをいうものとすること。

この法律において 「滞在促進地区」とは、 観光旅客の滞在を促進するため、 三の 1に掲げる事業及び

これに必要な三の5に掲げる事業を重点的に実施しようとする地区をいうものとすること。

この法律において 「観 光圏整備 事 業 とは、 観光圏 の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に資

する事業であって、次に掲げるものをいうものとすること。

1 観光 旅 客の 宿 泊 に関するサー ・ビス 0 改善及び向上に関する事業

2 観 光資 源 がを活用. L たサ ĺ ピ ス \mathcal{O} 開 発及び提供 に関 ずす る事 業

3 観 光 旅 客の 移 動 \mathcal{O} 利 便 \mathcal{O} 増 進 に . 関 する事 業

4 観光に関する情報提供の充実強化に関する事業

5 1 か 5 4までに掲げる事業に必要な施設 の整 備 に関する事 業

6 その 他観光圏 の整備による観光旅客の来訪及び滞在 の促進に資する事業

(第二条関係)

第三 基本方針

主 落 大臣 は 観光圏 の整備による観光 旅客の来訪 及び 滞 在 \mathcal{O} 促進を総合的 か つ 体的 12 図るため、 観光

巻 |の整: 備 による観光旅客 \mathcal{O} 来訪及び滞在の 促 進に関する基本方針を定め、 これを公表するものとすること。

第四 観光圏整備計画の作成及び実施

観光圏整

備

計

画

- 1 市 町 村又は都道府県は、 基本方針に基づき、 単独で又は共同して、 当該市町村又は都道府県の区域
- 内について、 観光圏 \mathcal{O} 整備による観光旅 客 の来訪 及び滞在 の促進を総合的 か つ 体的 に図るため \mathcal{O} 観
- 光圈 整 備 計 画 を作成することができるものとし、 観 光圏 整 備 計 画 に は、 観 光圏 \mathcal{O} 区 域 滞 在 促 進 地 区
- \mathcal{O} 区 域、 観 光 圏 整備: 事 業及びそ の実施主体に 関する事 項その 他 の事 項につい て定めるも のとすること。
- 2 場 合には協議会における協議を、 市 町 村 文は 都道 府県は、 観光 圏 二の協議会が組織されていない場合には観光圏整備事業を実施する 整 備計画を作成しようとするときは、二の協議会が組織されている
- と見込まれる者と協議をしなければならないものとすること。
- 3 市町村 又は 都道府県は、 観光 圏 整 備計画を作成したときは、 遅滞なく、 これを公表するとともに、

市

町

村

に

あ

0

7

は

主務大臣、

関係す

の都道

府県及び

観光圏

1整備1

事業を実施すると見込まれる者に、

都

道 府県に あ 0 ては主務大臣、 関係する市町村及び 観 光圏 整 備事 業を実施すると見込まれる者に、 観光

(第四条関係)

一協議会

1 観光圏整備計画を作成しようとする市町村又は都道府県は、 観光圏整備計画の作成に関する協議及

び観光圏整備 『計画の実施に係る連絡調整を行うため、 当該市町村又は都道府県、 般社団法人、 般

財 団法人、 特定非営利 活動促進法第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その 他 \mathcal{O} 観 光圏 整 備 事

業 の推 進を図 るのにふさわ L 7 者、 観光圏整備事業を実施すると見込まれる者及び 関係な 住 民 学識 経

るものとすること。

験

が者そ

 \mathcal{O}

他

1の当該.

市

町

村又は都

道

足府県が

必要と認める者を構成員とする協議会を組

織することができ

2 協議会において協 議 が調った事項については、 協議会の構成員はその協議の結果を尊重しなければ

ならないものとすること。

(第五条関係)

三 観光圏整備計画の作成等の提案

観 光圏 整 備 事 業を実施 しようとする者及び観光圏 整備 事業に関 し利害関係を有する者は、 市 町 村 又は

都道 府県に対して、 観光圏 整備 計 画 0 作成又は変更をすることを提案することができるものとすること。

四 観光圏整備実施計画

第四 ∅)— \mathcal{O} 1 Ø 規定により観光圏整備計画が作成されたときは、 観光圏整備事業を実施しようとする

者は、 共同 して、 当該 観 光圏整備 計 画 に即 して観 光圏整 備事業を実施するため観光圏 整備実施 計画を作

成し、 これに基づき、 当該 観光 巻 整 備 事業を実施するものとすること。

(第七条関係

五 観光圏整備実施計画の認定

玉 土交通-大臣 は、 観 光 巻 整 備 事 ・業を実施 しようとする者 \mathcal{O} 共同 の申 請 に基づき、 観光圏整 一備実施 計 画

が 観 光圏 \mathcal{O} 整備 による観 光旅客 \mathcal{O} 来訪及び滞在 の促進を適切かつ 確実に図るために適当なものである旨

の認定をするものとすること。

(第八条関係)

六 農山漁村 の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律の特 例

市 町村 又は 都 道 府 県 が、 観光 巻 整備 計 画 に お į١ て、 観 光圏 整備 事業に 関する事項に、 農 Щ 漁村交流促

進 事 業 12 関 する事 項を定 8 た場 合 に お , , て、 第四 *(*) \mathcal{O} 3 \mathcal{O} 規定により当該 観 光圏 整 備 計 画 を 主務大臣

に送付したときは、 農 Ш 漁村 0) 活 性 化 のため の定住等及び地 域間 交流 \mathcal{O} 促進 に関する法律第六条第 項

 \mathcal{O} 規定による活性化計 画 の提出があったものとみなして、 同条第二項から第四項までの規定を適用する

ものとすること。

(第九条関係

七 認定観光圏整備実施計画に係る特例等

1 認定観光圏案内所

認定観 光圏 整備 実 施 計画に従って運営される観光案内所は、 当該観光案内所の名称として、 認定観

光圈 案内 所という名称 を用いることができるものとし、 その他 の者 は、 認定観 光圏 案内所という名称

又はこれと紛らわしい名称を用いてはならないものとすること。

2 旅行業法の特例

(1)滞在 促進地区において旅館業を営むものが、 認定観光圏整備実施計画に従って観光圏内限定旅行

業者代理業 (観光旅客の宿泊に関するサー ビスの改善及び向上を図るために実施する旅行業者代理

業であって、 観光圏 内の旅行 行に関 し宿泊者と旅行業務 \mathcal{O} 取扱いに係る契約を締結する行為を行うも

のをいう。) を実施するときは、 旅行業法第三条の旅行業者代理業の 登録を受けたものとみなすも

のとすること。

(2)観光 圏 内 限定旅行業者代理業者は、 その営業所に、 旅行業務取扱管理者に代えて、 定 0) 要件に

該当する観 光圏内限定旅行業務取扱管理者を選任することができるものとすること。

12 つい 7 の特 例 を定めるものとすること。 3

玉

際

観

光ホテル整

備

法、

道路

運送法、

海上運送法その他の関係法律に基づく手続

のうち一定のもの

(第十条から第十五条まで関 係

八 観光圏 整 備 事 業 \mathcal{O} 実 施 に 係る勧告、 報告徴 収 等

認 定 観 光 圏 整 備 実 施 計 画 に定 \otimes 5 れ た観 光 巻 整 備 事 業 0 実施を担保するために必要な国土交通 大臣に

ょ る勧告、 報告 \mathcal{O} 徴 収 等 \mathcal{O} 規定 を設け るも のとすること。

(第十六条及び 第 + 七 条関 係

九 認定観 光 圏 整 備 事業者による提案等

1 認定 観 光圏 整 備 事業者は、 政府の 観光圏 の整備による観光旅客の来訪及び滞在 の促進に関する施策

 \mathcal{O} 改善 12 つい て の提案をすることができるものとし、 観光庁長官は、 当該提案に 0 7 て検 討を加え、

関 係 行 政 機 関 \mathcal{O} 長 \sim 0 協 議を経 た後、 遅滞 なく、 その結果を当該認定 観 光圏整 備 事 業者に通 知し、 公

表 L な け れ ば ならない ものとすること。

2 観 光庁 長官は、 観光旅· 客の宿泊 \mathcal{O} 状況 に関する統計その 他の観光に関する情報 \mathcal{O} 収集、 整理、 分析

及び提供を行うものとすること。

(第十八条関係)

+ 社会資本の整備及び交通政策の推進についての配慮

国土交通大臣は、 社会資本の整備及び交通 政策の 推進に関し、 基本方針に定めるところに従い、 観光

巻 整備事業 業 の円滑 カン つ確実な実施が促進されるよう十分に配慮するものとすること。 (第十九条関係

+ 国 等 \mathcal{O} 援 助 築

国 及び 地 方公共団 体 は、 観光圏整 備計 画 の達成に資するため、 観光圏 整備事業を実施する者に対する

必 親要な助う 言、 指導そ O他 0 援助を行うよう努めなければならない ものとするほ か、 主務大臣、 観 光 广 長

官、 地方公共団体、 関係 団体及び関係事業者は、 観光圏 の整備による観光旅客 の来訪 及び滞れ 在 \mathcal{O} 促進に

関 相互に 連携を図りながら協力しなければならないものとすること。

(第二十条関係

第五 雑則

主務大臣、 権限の委任、 国土交通省令等への委任及び経過措置について、 所要の規定を設けるものとす

ること。

(第二十一条から第二十三条まで関係)

第六 罰則

第七 附則

この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するもの

とすること。

二 その他所要の規定を設けるものとすること。

(附則第二条から第十一条まで関係)

(附則第一条関係)